

## 国民健康保険税 税率改正について

### 1. 税率改正に向けての背景

平成30年度の財政運営の都道府県単位化等を内容とする制度改正から6年が経過し、令和5年度末、三重県において、県内の国保運営に関する指針である「第2期三重県国民健康保険運営方針」が策定され、「同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険税水準となる「保険税水準の統一」という取組を進めています。第2期運営方針期間（令和6年度～令和11年度）は、保険税水準の統一に向けた取組を一段と加速させるための期間と位置付けられ、県内における保険税率の統一を見据え、令和11年度末までに標準保険税率への統一を行うこととされており、本市においても、県の第2期運営方針に従い、早期に標準保険税率との整合を図る必要があります。

また、被保険者数の減少による保険税等の歳入の減に加え、激変緩和措置の終了（令和5年度）に伴う国民健康保険事業費納付金の歳出の増が見込まれるなど、令和7年度以降は国保財政の大幅な赤字が想定されることから、保険税率の改正を行う必要があります。

### 2. 税率案について

次の税率案①、②について検討しました。

#### (1) 現行税率と税率案の比較

区分		所得割率	現行との比較	均等割額	現行との比較	平等割額	現行との比較	内容
現行税率	医療分	6.50%		29,400円		21,600円		
	後期高齢者支援金分	2.20%		10,800円		7,200円		
	介護納付金分	1.70%		10,200円		4,800円		
	合計	10.40%		50,400円		33,600円		
標準税率 R7年度	医療分	7.56%	1.06%	34,642円	3,424円	21,436円	▲164円	※納付金を納付するために必要とされる保険税率
	後期高齢者支援金分	2.84%	0.64%	12,097円	1,297円	7,944円	744円	
	介護納付金分	2.48%	0.78%	13,023円	2,823円	6,420円	1,620円	
	合計	12.88%	2.48%	57,762円	7,362円	35,800円	2,200円	
税率案①	医療分	7.60%	1.10%	33,000円	3,600円	21,600円	0円	標準税率寄り 基金取崩あり (6,900万円程度を想定)
	後期高齢者支援金分	2.90%	0.70%	12,000円	1,200円	8,400円	1,200円	
	介護納付金分	2.50%	0.80%	13,200円	3,000円	6,600円	1,800円	
	合計	13.00%	2.60%	58,200円	7,800円	36,600円	3,000円	
税率案②	医療分	8.00%	1.50%	36,000円	6,600円	23,400円	1,800円	基金取崩なし
	後期高齢者支援金分	3.10%	0.90%	13,200円	2,400円	9,000円	1,800円	
	介護納付金分	2.70%	1.00%	14,400円	4,200円	7,200円	2,400円	
	合計	13.80%	3.40%	63,600円	13,200円	39,600円	6,000円	

(2) モデルケースによる比較

区 分	世帯所得	年 税 額 (円)				
		現行税率 (A)	税率案① (B)	比 較 (B-A)	税率案② (C)	比 較 (C-A)
①65歳以上74歳以下 1人世帯	43万円以下 (7割軽減)	20,700	22,400	1,700	24,400	3,700
②40歳代1人世帯		25,200	28,300	3,100	30,800	5,600
③現役40歳代夫婦と 6歳以上の子2人の 4人世帯	100万円 (5割軽減)	121,800	139,600	17,800	151,800	30,000
	200万円 (2割軽減)	290,300	342,500	52,200	369,300	79,000
	300万円	437,200	521,100	83,900	560,400	123,200
④65歳以上74歳以下 年金収入のみの 2人世帯	100万円 (5割軽減)	66,700	74,600	7,900	80,900	14,200
	200万円	208,300	239,600	31,300	257,300	49,000
	300万円	295,300	344,600	49,300	368,300	73,000
⑤65歳以上74歳以下 年金収入のみの 1人世帯	100万円 (2割軽減)	104,700	119,800	15,100	128,500	23,800
	200万円	205,500	239,800	34,300	255,800	50,300
	300万円	292,500	344,800	52,300	366,800	74,300

【参考】

区 分	現行税率 (A)	税率案① (B)	比 較 (B-A)	税率案② (C)	比 較 (C-A)
1人当たり 賦課額	110,389円	130,295円	19,906円増 18.03%増	139,306円	28,917円増 26.20%増
1世帯当たり 賦課額	165,736円	194,381円	28,645円増 17.28%増	207,757円	42,021円増 25.35%増

3. 令和7年度亀山市国民健康保険税率について

令和7年度の保険税率については、基金の一部を活用した上で、標準税率に則した必要最低限の上げ幅である税率案①のとおり改正を行う必要があると考えます。

税率案②は令和6年度末の基金残高が維持できるものの標準税率を大きく上回り、被保険者のうち、特に低所得者層の保険税負担が増大し、それに伴う収納率の低下も懸念されます。

ただし、税率案①においても単年度収支は赤字となるため、今後更なる収納率の向上、保健事業の精査や医療費の適正化などに取り組み、被保険者が安心して医療を受けられるよう持続可能な事業運営に努めます。

なお、子ども・子育て支援金制度の創設を内容に含む法律が成立したことや、今後、標準保険税率の上昇も見込まれることから、令和8年度以降についても税率改正を行う必要が生じるものと考えられます。